

スマート通帳利用規定

第1条 本規定の適用範囲等

1. 本規定は、紙通帳を発行しない口座「スマート通帳」に適用される事項を定めるものです。
2. スマート通帳は、総合口座取引規定、普通預金規定、定期預金共通規定、キャッシュカード規定、清水銀行アプリご利用規定、清水銀行アプリ口座開設機能利用規定、しみずダイレクトバンキングサービス利用規定をはじめとする各種規定（以下、「関連規定」といいます。）によるほか、本規定により取り扱います。なお、関連規定と本規定とで相違が生じる場合には、関連規定の定めに関わらず、本規定が優先して適用されるものとします。
3. また、特段の定めのない限り、関連規定における定義は本規定においても適用されるものとします。

第2条 スマート通帳

1. スマート通帳は、紙通帳を発行しない満18歳以上の個人のお客さま専用の預金口座をいいます。
2. スマート通帳の入出金明細は、当行が別途提供するスマートフォンアプリケーション「清水銀行アプリ」、個人向けインターネットバンキング「しみずダイレクトバンキングサービス」等の電子的方法（以下、総称して「関連サービス」といいます。）を利用して、お客さまご自身の操作により確認を行うこととします。
3. スマート通帳をご利用の場合、紙通帳や定期的なお取引明細は発行しません。
4. スマート通帳のご利用にあたっては、キャッシュカードの発行を必須とします。その他、当行所定の条件を満たす必要があります。
5. 関連規定において、紙通帳の提示が求められている事項については、紙通帳に代えて清水銀行アプリのスマート通帳表紙画面または当行所定の有効な口座情報を提示してください。

第3条 紙通帳からスマート通帳への切替

1. お客さまは、当行所定の方法により、紙通帳をスマート通帳に切替していただくことができます。ただし、お客さまが当行所定の条件に該当する場合は、切替していただくことができません。
2. 紙通帳をスマート通帳に切替する場合、紙通帳は切替の手続きが完了した時点でご利用いただけなくなります。
3. 切替の手続きが完了した時点で紙通帳に記帳されていない入出金の明細は紙通帳に記帳いたしません。当該明細は、スマート通帳でご確認ください。
4. スマート通帳の銀行アプリへの反映は、切替手続日の翌日になります。

第4条 スマート通帳から紙通帳への切替

1. スマート通帳を紙通帳に切替する場合は、当行が指定する書類に記入および届出印を押印のうえ、スマート通帳表紙画面の提示とともに当行本支店窓口へ提出してください。
2. 紙通帳でのお取引には届出印が必要となりますので、印鑑の届け出をされていない場合は、紙通帳への切替手続きの際に印鑑届を提出してください。（スタンプ印はご利用できません。）
3. スマート通帳を紙通帳に切替える場合は、当行所定の手数料を申し受けます。
4. 前号の手續きに加え、スマート通帳から紙通帳への切替えを行うことについて正当な権限を有することを確認するため、当行所定の本人確認書類の提示等の手續きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまではスマート通帳から紙通帳への切替を行いません。
5. インターネット支店の口座は、紙通帳への切替はできません。

第5条 預金の預入れ

1. 窓口にてスマート通帳の預金口座に現金等を預入する場合は、当行が指定する書類に記入して、

スマート通帳表紙画面の提示とともに当行本支店窓口へ提出してください。

2. スマート通帳表紙画面の提示がない場合は振込の扱いとし、当行所定の振込手数料を申し受けます。

第6条 預金の払戻し等

1. 窓口にてスマート通帳の普通預金の払戻し、または定期預金の解約をする場合は、当行が指定する書類に記入および届出印を押印のうえ、スマート通帳表紙画面の提示とともに当行本支店窓口へ提出してください。
2. 前項の手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため、当行所定の本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻し及び解約を行いません。

第7条 預金口座の解約

1. スマート通帳の預金口座を解約する場合は、当行が指定する書類に記入および届出印を押印のうえ、スマート通帳表紙画面の提示とともに当行本支店窓口へ提出してください。印鑑のお届けをされていないお客さまは当該口座のキャッシュカード暗証番号の照合により代えさせていただきます。
2. 前項の手続きに加え、当該預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するため、当行所定の本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。

第8条 紙通帳によるサービスについて

1. スマート通帳の預金口座は、ATM によるお取引のうち振替入金等の紙通帳が必要なサービスはご利用いただけません。

第9条 入出金明細等にかかるご注意

1. スマート通帳から紙通帳へ切替えた後に発生した入出金明細は、紙通帳に印字されます。それ以前の明細はスマート通帳でご確認ください。
2. 機種変更やアプリ内のデータ削除等で確認できなくなったスマート通帳の入出金明細は、当行本支店窓口において当行所定の手続きにより確認することができます。この場合、当行所定の手数料をいただきます。

第10条 スマート通帳ご利用の際のご注意

1. スマート通帳をご利用中のお客さまが清水銀行アプリの口座一覧画面における代表口座を解約する場合、解約後はすべての利用口座で、清水銀行アプリによる入出金明細の照会等ができなくなります。スマート通帳から紙通帳へ切替する場合は、第4条第1項により、店頭でのお手続きとなります。また切替には所定の手数料を申し受けます。

第11条 キャッシュカードの解約

1. スマート通帳になっている預金口座のキャッシュカードを解約する場合には、事前に、第4条第1項の手続きにより、スマート通帳から紙通帳に切り替えていただきます。この切替は店頭でのお手続きとなります。また切替には所定の手数料を申し受けます。

第12条 免責事項

1. 本規定および本規定にもとづく取扱等について損失・紛議が生じても、当行に故意または重大な過失がある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。

第 13 条 規定の変更

1. 各条項は、金融情勢の状況の変化等その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

2025 年 9 月 24 日現在